

施策の実施状況の点検

計画を適切に進めるために、市の各部署が中心となって、具体的な施策の進行状況を把握します。また、「八代市子ども・子育て会議」において、これらの施策がどのように実施されているかを点検・評価し、その結果を公表するとともに、必要な対策を検討します。

さらに、第5章「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」では、毎年度ごとに必要な量とその確保方法を示しています。施策の実施状況を年度ごとに管理し、利用者のニーズを考慮しながら、必要に応じて翌年度以降の計画を見直し、事業を推進していきます。

国・県等との連携

計画に掲げる取組については、国や県、近隣市町との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

児童虐待防止・社会的養護体制・ひとり親家庭等の自立支援など、専門的かつ広域的な観点から、県と連携しながら推進するとともに、県を通じ、産業界や事業者に対する雇用環境の整備に向けた働きかけを要請します。

八代市こども計画
概要版
令和7年3月

発行：八代市健康福祉部こども未来課
〒866-8601 熊本県八代市松江城町1-25
TEL:0965-33-8721 FAX:0965-33-4279



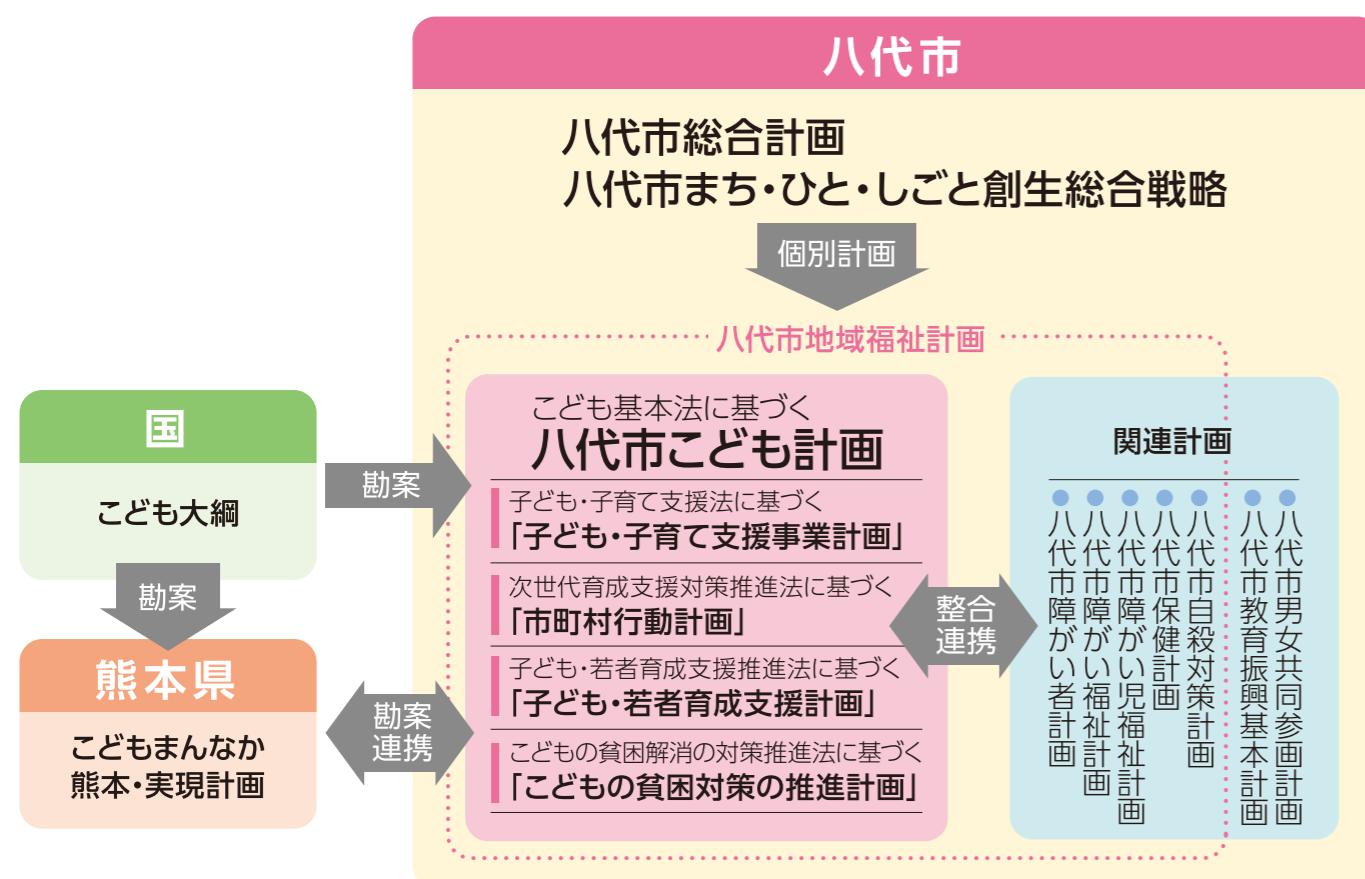
背景と趣旨

八代市では、第2次総合計画で「しあわせあふれるひと・もの交流拠点都市“やつしろ”」を将来像とし、「誰もがいきいきと暮らせるまち」の実現をめざしてきました。令和2年に策定した「第2期八代市子ども・子育て支援事業計画」が、令和6年度で最終年度を迎えるため、新たに「八代市こども計画」を策定します。新たな計画では、若者に対する施策も盛り込みながら、切れ目のない支援による子育て環境の充実をめざしていきます。

位置づけ

本計画は、各こども施策の市町村計画として位置付けます。また、総合計画や総合戦略を上位計画として、こども・若者施策の部門別計画とします。

計画策定にあたっては、国の「こども大綱」、県の「こどもまんなか熊本・実現計画」を勘案しています。



計画の期間

本計画は、計画期間を5年とし、令和7年度から令和11年度までを計画期間とします。

市の現状

市の年少人口は、令和2年から令和6年にかけて1,311人減少しています。

特に、就学前の0-5歳が950人と大きく減少しました。

単位:人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0-5歳 計	5,574	5,425	5,124	4,854	4,624
6-11歳 計	6,356	6,281	6,257	6,169	6,016
年少人口(0-14歳) 計	15,147	14,947	14,639	14,228	13,836

こども・若者と子育て家庭を取り巻く課題

統計データとアンケート調査から見える八代市の現状を踏まえて、課題を整理しました。

- 課題 1 こども・若者への一貫した支援体制**
ライフステージに応じた施策の実施により、支援が途切れることのなく、一貫した支援が実現できる環境整備が求められています。
- 課題 2 地域社会全体で子育てを支える体制**
地域社会全体で子育てを支える体制を強化し、子育てに関する情報提供や相談窓口の整備を進めることができます。
- 課題 3 教育ニーズへの支援**
経済的理由によって学習や進学する機会を制限されることは、子どもの将来の可能性を狭め、自分自身が希望する将来像を実現する機会を奪うことにつながります。
- 課題 4 子育てにおける安全確保と環境整備**
犯罪や事故への懸念、通園・通学路の安全性や防犯設備の整備、遊び場などの居場所の不足が課題と考えられます。男女がともに働きながら安心して子どもを育てられるよう、ワーク・ライフ・バランスの向上が不可欠です。
- 課題 5 困難を有するこども・若者への支援**
児童虐待は、深刻な社会問題です。相談窓口の充実や地域の関係機関などとの連携を強化し、早期発見と迅速な対応を図ることが求められます。ヤングケアラーへの支援も重要です。
- 課題 6 若者世代の将来の見通し**
若者が気軽に相談できる相談体制の充実が求められます。

● ● 基本理念

○これから八代市を担う子ども・若者の健やかな成長を地域とともに支え、子育てに喜びや生きがいを感じることができるまちをめざします。

○子どもを生み育てたくなる社会を実現するために、子育て世代にやさしいベビーファーストのまちづくりを推進します。

○すべての子ども・若者が、輝く未来に向けて、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を楽しく元気に送ることができるように「子どもまんなか やつしろ」を実現します。

○地域全体で子育てを支援することにより、子育て世代を中心に住みたい、住み続けたいと思える「子育て世代に選ばれるまち やつしろ」をめざします。

安心して子どもが生まれ育つことができるまち やつしろ

● ● 基本的な8つの方針

方針 1 こども・若者の多様な人格を尊重し、継続的に支援します

こどもや若者を権利の主体として認識し、その個性や人格を尊重しつつ、成長に応じた支援を継続的に提供します。

方針 2 若者が結婚・子育てに希望を持てる環境を整備します

経済的支援や育児環境の充実を図り、若い世代が安心して結婚や子育てに取り組める環境を整えます。

方針 3 地域社会でこどもや若者、子育て家庭を支援し成長を支えます

地域全体で連携し、包括的な支援体制を整え、交流の場を設けるなど、保護者同士や地域の住民が協力し合うことで、安心して子育てできる環境を提供します。

方針 4 ライフステージに応じて切れ目なく対応し支援します

ライフステージに応じた支援を切れ目なく行い、こどもや若者が自分らしく社会生活を送ることができるよう社会全体で支えます。

方針 5 仕事と生活の調和を実現します

職場や社会でワーク・ライフ・バランスの意識を高め、男女ともに家庭や育児に積極的に関われる環境を作り、共働き家庭の負担を軽減し、安心して子育てできる社会をめざします。

方針 6 子育て支援の充実を図り、その支援を担う人材を支えます

子育て支援の充実を図るとともに、保育士や子育て経験者など、子育て支援を担う人材の確保と資質向上に努めます。

方針 7 関係機関と連携し、社会全体の気運醸成を行います

関係機関と連携してこども施策に取組み、社会全体の意識向上を図ります。

方針 8 市民とともに明るい未来を創ります

こどもや若者、子育て当事者の意見を尊重し、社会全体で支援しながら安心して成長できる環境を整え、市民一人一人が協力して明るい未来を築きます。

● ● 施策の基本テーマと展開

本市の課題や基本的な8つの方針をもとに、こども・若者施策の基本テーマを7つ設定し、基本テーマごとに基本施策を位置づけ、各種施策や事業を展開していきます。

基本テーマ 1

妊娠期から子育て期までの 切れ目ない支援の提供

- ① 子育てに関する相談、情報体制の充実
- ② 安心して子育てができる医療・保健の充実
- ③ 生活習慣の改善と食育の推進
- ④ 性と生を学ぶ場の充実
- ⑤ 多様な保育・支援サービスの充実



基本テーマ 2

地域に根ざした多様な育児支援と こども中心のまちづくり

- ① こども・若者が権利の主体であることの尊重
- ② 世代間や地域での交流の機会の提供
- ③ 子育て関連団体の連携強化
- ④ こどもや保護者が集まる場所の確保
- ⑤ こどもが活躍できる場の提供

基本テーマ 3

「生きる力」を身につけた 未来を担うひとづくり

- ① 確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成
- ② 幼児教育・保育の質の向上と小学校以降の教育との円滑な接続
- ③ 家庭・地域の教育力の向上



基本テーマ 4

こどもの安全確保と 生活環境の整備

- ① みんなが安心して歩けるまちづくり
- ② 子育てしやすい生活環境の整備
- ③ こどもの有害環境対策や犯罪防止の推進

基本テーマ 5

子育て家庭の生活基盤の安定と ワーク・ライフ・バランスの支援

- ① 子育てにおける男女の意識改革
- ② 子育てを支援するための多様な働き方の実現
- ③ 子育て支援サービスの充実

基本テーマ 6

多様なニーズに応じた支援と きめ細やかな取組の推進

- ① 児童虐待防止対策及び支援体制の強化
- ② 家庭や社会における障がい児の受け入れ体制づくり
- ③ 外国にルーツを持つこどもへの支援の充実
- ④ ひとり親家庭等の自立支援の推進
- ⑤ こどもの貧困対策の推進

基本テーマ 7

若者が幸福な生活を 送るためにの支援

- ① 若者の自立と社会参画の支援
- ② 若者への結婚に関する支援
- ③ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談支援

教育・保育及び地域子ども・子育て支援

子ども・子育て支援法では、計画期間である5年間の「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の利用ニーズ（量の見込み）とその利用ニーズに対応した提供体制（確保方策）を確保する事業計画を定めることとしています。

● 教育・保育の量の見込みと確保方策

■ 1号認定

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
1号認定	267人	258人	237人	225人	217人

■ 2号認定

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,083人	2,014人	1,846人	1,758人	1,696人
確保方策 (保育所、認定こども園(保育所部分))	2,393人	2,393人	2,393人	2,393人	2,393人

■ 3号認定

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2歳	645人	595人	588人	581人	573人
	1歳	538人	532人	525人	519人	511人
	0歳	223人	220人	217人	214人	211人
	計	1,406人	1,347人	1,330人	1,314人	1,295人
確保方策 (保育所、認定こども園(保育所部分、 地域型保育事業所))	1,830人	1,830人	1,830人	1,830人	1,830人	1,830人

1号認定 満3歳から就学前までの教育を希望することも

● 幼稚園や認定こども園(幼稚園部分)を希望

2号認定 満3歳から就学前までの保育の必要性の認定を受けたことも

● 保育所、認定こども園(保育所部分)を希望

3号認定 0歳から満3歳までの保育の必要性の認定を受けたことも

● 保育所、認定こども園(保育所部分)、
地域型保育事業所を希望

事業の量の見込みと確保方策

● 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者支援事業 (箇所)	量の見込み	2	2	2	2	2
	確保方策	2	2	2	2	2
延長保育事業 (人/年)	量の見込み	1,508	1,457	1,383	1,338	1,305
	確保方策	1,508	1,457	1,383	1,338	1,305
放課後児童健全育成事業 (人/年)	量の見込み	1,348	1,376	1,403	1,432	1,462
	確保方策	1,348	1,376	1,403	1,432	1,462
子育て短期支援事業 (人日/年)	量の見込み	263	253	241	233	227
	確保方策	263	253	241	233	227
乳児家庭全戸訪問事業 (人/年)	量の見込み	641	633	624	616	607
	確保方策	八代市健康推進課(保健師・助産師)で対応				
養育支援訪問事業 (人/年)	量の見込み	240	240	240	240	240
	確保方策	こども家庭センターの母子保健部局だけでなく、児童福祉部局や その他の関係機関とも連携しながら対応				
地域子育て支援拠点事業 (人/年)	量の見込み	2,195	2,120	2,012	1,948	1,899
	確保方策	2,195	2,120	2,012	1,948	1,899
一時預かり事業 (人/年)	量の見込み	14,819	14,332	13,151	12,501	12,060
	確保方策	14,819	14,332	13,151	12,501	12,060
病児・病後児保育事業 (人/年)	量の見込み	1,168	1,129	1,071	1,037	1,011
	確保方策	1,168	1,129	1,071	1,037	1,011
ファミリー・サポート・ センター事業 (人/年)	量の見込み	588	563	549	522	497
	確保方策	588	563	549	522	497
妊婦健康診査事業 (人/年)	量の見込み	1,125	1,090	1,057	1,025	995
	確保方策	産科医療機関において実施				
子育て世帯訪問支援事業 (人/年)	量の見込み	10	10	10	10	10
	確保方策	ヘルパー等実施事業者へ委託				
産後ケア事業 (人/年)	量の見込み	360	370	380	390	400
	確保方策	産科医療機関や助産院等に委託し実施				

● 妊産婦への相談・保健指導、実費徴収に係る補足給付を行う事業については、継続して実施します。

● こども誰でも通園制度については、令和8年度から本格実施となるため、利用ニーズの把握や実施施設の確認等を行い対応します。

● 児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業、多様な主体が子ども・子育て支援法による制度に参入することを促進するための事業については、必要に応じて実施検討を行います。